

令和6年度 佐賀県認知症ケア・アドバイザー派遣事業実施要領

1 目的

パーソン・センタード・ケアの理念に基づく認知症介護を行うことで、県内の認知症介護の質の向上を目指すとともに、事業所職員のストレスの軽減を図ることを目的とする。

2 実施主体

佐賀県

3 対象

認知症介護の質の向上を目指し、介護の手法等について学ぶことを希望する事業所とする。

なお、この要領において「事業所」とは、介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む。）、認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防を含む。）、通所介護事業所（地域密着型を含む。）、認知症対応型通所介護事業所等をいう。

ただし、県が必要と認める場合は、この限りではない。

4 事業内容

以下の①、②、③とする。

① 認知症ケアマッピング（1回10時間×2回）

パーソン・センタード・ケアの理念に基づいた介護の実践ができているか、また自らの認知症介護の現状を振り返る目的で、一定期間内に2回、アドバイザーによる認知症ケアマッピングを受け、データから得られた情報をもとにアドバイスを受ける。アドバイスをもとに、今後の計画をたてる。今後の計画作成については、アドバイザーと相談の上、アドバイザーと立てることも可。

② パーソン・センタード・ケアの理念を学ぶ勉強会（約2時間）

認知症を持つ人を一人の人として尊重し、その人の視点や立場に立ったケアを行う認知症介護の理念を学ぶ。

③ パーソン・センタード・ケアの理念を学ぶ勉強会+認知症ケアマッピング (①+②)

パーソン・センタード・ケアの理念を学ぶ勉強会（②）の後、認知症ケアマッピング（①）を受ける。

5 アドバイザーの役割

アドバイザーは、事業所へ赴き（4の②については、事業所とアドバイザー協議の上オンラインも可）、認知症介護の質の向上（個別の内容は事業所との協議により決定）等につながるアドバイスを行う。

6 手続き

（1）募集方法等

県および介護保険者から電子メールを通じて周知を行う。

（2）申請

希望する事業所は「申請書」（別紙様式1）により県に直接申請するものとする。

（3）決定

申請のあった事業所について、県が決定し、「決定通知書」により通知するものとする。

（4）決定事業所数

①認知症ケアマッピング 5事業所以内

②パーソン・センタード・ケア勉強会 10事業所以内

③パーソン・センタード・ケア勉強会+認知症ケアマッピング 5事業所以内

7 報告書の提出

（1）アドバイザー

アドバイザーは、認知症ケアマッピング及びパーソン・センタード・ケア勉強会を実施した結果を「報告書」により県に提出するものとする。

（2）事業所

①認知症ケアマッピングの場合

・事業所は、第1回目のアドバイスを受けた後、速やかに「実践計画書」（別紙様式2）を県へ提出するものとする。

・事業所は、第2回目のアドバイスを受けた後、速やかに「実践報告書」（別紙様式3）を県へ提出するものとする。

②パーソン・センタード・ケアの理念を学ぶ勉強会の場合

・事業所は、勉強会を受けた後、速やかに「報告書」（別紙様式4）を県へ提出するものとする。

・事業所は、勉強会の2か月後を目安に「報告書」（別紙様式5）を県へ提出するものとする。

①+②の場合は、別紙様式4及び別紙様式5の報告書の提出は省くことができる。

(3) 県は提出された「実践報告書」を当該施設の所在する市町に情報提供できるものとする。

8 経費の負担

アドバイザーに対する謝金及び旅費は県が支払うものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。